

平成22年3月31日
号外第10号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則（26・財政課）…………… 1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二十六号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条の二」を「第八十二条」に改める。

第三条第一項本文中「課長」の下に「（少子化対策局長を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号の表(六)の項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同表(四)の項中「の貸付け及びこれ」を削り、同条第一項第二号中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 出納局会計課長の専決事項

証紙及び始動票札の受入通知及び払出通知に関すること。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 出納局財産活用課長の専決事項

秋田県庁舎管理規則（昭和三十五年秋田県規則第八号）による県庁舎に係る光熱水費の支出命令（物品等調達支払管理システムで処理するものを除く。）に関すること。

第四条中「総務企画部長」を「総務部長」に、「会計管財課長」を「会計課長」に改める。

第五条第一号の表以外の部分中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同表中「総務企画部長」を「総務部長」に改め、同表(九)の項を削り、同条第二号中「会計管財課長」を「会計課長」に改め、同条第三号の表以外の部分中「会計管財課長」を「財産活用課長」に改め、同表中「会計管財課長」を「財産活用課長」に改め、同表(一)の項中「普通財産」を「公有財産」に、「貸付料年額換算」を「貸付期間一年以上で貸付料年額換算」に改め、同表(三)の項中「の貸付け及びこれ」を削り、同表四の項中「使用料年額換算」を「使用期間一年以上で使用料年額換算」に改め、「使用料を減免しようとするとき」の下に「（使用期間が七日以下のものを除く。）」を加える。

第五条の二第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

第六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「ついで課」の下に「（少子化対策局を含む。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる専決事項については、当該各号に定めるところにより代決することができる。

一 総合防災課が所掌する事務に関する部長の専決事項 部長が不在の場合にあつては危機管理監、部長及び危機管理監がともに不在の場合にあつては総合防災課長

二 少子化対策局及び学術国際局が所掌する事務に関する部長の専決事項 部長が不在の場合にあつては少子化対策局長又は学術国際局長、部長及び当該局長がともに不在の場合にあつては主務課長（少子化対策局にあつては、部長があらかじめ指定する次長）

第七条第一項第九号中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条第四項及び第五項中「及び福岡事務所」を「福岡事務所及び企業立地事務所」に改める。

第七条の二中「及び福岡事務所」を「福岡事務所及び企業立地事務所」に改める。

第八条第三号中「又はチームリーダー」を削る。

第八条の二第一項各号列記以外の部分中「、チームリーダー」を削り、同項第一号中「、チームリーダー」を削り、

一件の取得価格

同号の表(七)の項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同表(八)の項中

又は評価額三〇〇万円以上	を
--------------	---

一件の取得価格又は評価額三〇〇万円以上	一件の取得価格又は評価額三〇〇万円未満
---------------------	---------------------

に改め、同表の備考を削り、同条第四項中「総合食品研究所長」を「総合食品研

究センター所長」に、「太平洋療育園長、生涯学習センター所長、近代美術館長及び農業科学館長」を「近代美術館長及び博物館長」に、「第七項」を「第六項」に、「総合食品研究所企画管理室長」を「総合食品研究センター企画管理室長」に改め、「太平洋療育園事務局長、生涯学習センター副所長」を削り、「農業科学館副館長」を「博物館副館長」に改め、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改める。

第八条の三第二項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第三項中「(太平洋療育園事務局長を除く。)」及び「東京事務所の総務班長」を削り、「総合食品研究所」を「総合食品研究センター」に、「生涯学習センターの総務班長」を削り、「農業科学館」を「博物館」に改め、同条第四項の表太平洋療育園の総務班長の項及び生涯学習センターの総務班長の項を削り、同表近代美術館の総務班長、農業科学館の総務班長の項中「農業科学館」を「博物館」に改め、同表職業能力開発校総務班長、総務班長(地域振興局、太平洋療育園、生涯学習センター、近代美術館及び農業科学館の総務班長を除く。)の項中「太平洋療育園、生涯学習センター」を削り、「農業科学館」を「博物館」に改める。

第十条第一項中「会計管財課長」を「会計課長」に改め、同条第二項中「会計管財課」を「会計課」に改める。

第十条の二第二項中「会計管財課に」を「会計課に」に、「会計管財課長」を「会計課長」に改める。

第十一条第一項中「会計管財課長」を「会計課長」に、「会計管財課上席主幹」を「会計課上席主幹」に、「会計管財課主幹」を「会計課主幹」に、「会計管財課副主幹」を「会計課副主幹」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「副出納員(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局)」を「副出納員(秋田地域振興局)」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「東京事務所長」を「東京事務所企画政策課長」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「委任された事務」を「専決事項」に、「当該事務」を「当該事項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 財産活用課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務を担当する財産活用課上席主幹(財産活用課上席主幹を置かないときは、財産活用課主幹)の職にある副出納員(当該副出納員を置かないとき又は当該副出納員が不在のときは、当該事務を担当する財産活用課副主幹の職にある副出納員)が代決することができる。

第十二条の表総務企画部の項及び出納局の項を次のように改める。

総務部	税務課長	当該課に属する県税の収納事務及び収納の際の第二百六十四条の二(歳計現金の保管の特例)第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務	
企画振興部	総合政策課長	当該課に属する寄附金の収納事務	
出納局	出納局次長		当該局に属する会計管理者の事務
	会計課長	税外未収金、入札保証金、契約保証金、行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金、災害により被害を受けた者に対する見舞金及び会議等負担金の収納(指定金融機関への払込みを含む。)に関する会計管理者の事務	当該課に属する会計管理者の事務
	財産活用課長	物品(証紙及び始動票札を除く。)の出納保管及び公有財産の記録管理に関する会計管理者の事務	
	総務事務センター長		当該センターに属する会計管理者の事務

第十二条の表地域振興局の項中「収納事務」の下に「及び収納の際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務」を加え、同表東京事務所の項中「事務所」の下に「及び企業立地事務所」を加える。

第十三条第一号の表総務企画部の項及び出納局の項を次のように改める。

総務部	税務課上席主幹、税務課主幹及び税務課副主幹	税務課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
企画振興部	総合政策課総務班長	総合政策課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
出納局	会計課上席主幹、会計課主幹及び会計課副主幹	会計課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
	財産活用課上席主幹、財産活用課主幹及び財産活用課副主幹	財産活用課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
	総務事務センター上席主幹、総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹	総務事務センター長の職にある出納員の事務を補助執行する。

第十三条第一号の表地域振興局の項中「班長（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局）」を「班長（秋田地域振興局）」に改め、同表北海道事務所の項から福岡事務所の項までの規定中「補助執行する」を「補助執行する」に改め、同条第二号の表総務企画部の項及び出納局の項を次のように改める。

総務部	税務課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
企画振興部	総合政策課に属する総務班長以外の庶務を担当する職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
出納局	会計課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員（現業職員を除く。）	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
	財産活用課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員（現業職員を除く。）	
	総務事務センターに属するセンター長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員	

第十三条第二号の表地域振興局の項中「北秋田地域振興局、」及び「及び平鹿地域振興局」を削り、同条第二号の表部局の項中「出納局会計管財課長」を「出納局会計課長」に改め、同表知事公室の項を次のように改める。

総務部	税務課に属する課長以外の職員	税務課長の職にある出納員の事務
	広報広聴課に属する職員のうちから知事が命ずる者	行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務

第十三条第三号の表総務企画部の項中「総務企画部」を「企画振興部」に改め、同表総務企画部税務課に属する課長以外の職員の項を削り、同表総務企画部市町村課に属する職員のうちから知事が命ずる者の項中「政治資金報告書等」

を「政治団体に係る少額領収書等の写しに係る写し又は収支報告書等」に、「出納局会計管財課長」を「出納局会計課長」に改め、同表県議会の項及び警察本部の項中「出納局会計管財課長」を「出納局会計課長」に改め、同表地方公所

の項中 「地方公所」 を 「地方公所（東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）」 に改め、同表地方公所地域振興局総務企画部県税課（北秋田

地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、(県税部) に属する出納員以外の職員（現業職員を除く。）の項中「県税の収納事務」を「事務」に改め、同表地方公所職員のうちから知事が命ずる者の項中「払込み」の下に「を含み、農業研修センター、近代美術館及び博物館にあつては収納の際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管」を加え、同表に次のように加える。

東京事務所	職員のうちから知事が命ずる者	当該事務所及び企業立地事務所に属する現金の収納（指定金融機関等への払込みを含む。）に係る当該事務所企画政策課長の職にある出納員の事務
北海道事務所		当該事務所に属する現金の収納（指定金融機関等への払込みを含む。）に係る当該事務所長の職にある出納員の事務
大阪事務所		
名古屋事務所		
福岡事務所		

第十三条第四号の表中 「所掌事務」 を 「出納員から委任される事務」 に改め、同表部局会計管財課にあつては、庶務担当主査の職にある者（庶務担当主査を置かない場合にあつては、課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員（現業職員を除く。）のうちから知事が命ずる者）の項を削り、同表部局会計管財課以外にあつては、庶務担当主査の職にある者（庶務担当主査を置かない場合にあつては、庶務を担当する上席主幹、主幹又は副主幹の職にある者）及び職員のうちから知事が命ずる者の項中「会計管財課以外にあつては、」を削り、「会計管財課長」を「財産活用課長」に改め、同表地方公所及び物品公所の項を次のように改める。

地方公所（東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）及び物品公所	職員のうちから知事が命ずる者	当該地方公所又は物品公所に属する物品に係る所轄の地域振興局総務企画部出納室長の職にある出納員の事務
		当該事務所及び企業立地事務所に属する物品に

東京事務所	係る当該事務所企画政策課長の職にある出納員の事務
北海道事務所	
大阪事務所	
名古屋事務所	
福岡事務所	
当該事務所に属する物品に係る当該事務所長の職にある出納員の事務	

第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条から第二十八条までの規定並びに第三十七条第二項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

第四十五条第一項中「指定金融機関等」を「指定金融機関及び税外収入金の収納事務を取り扱う収納代理金融機関（以下「税外収入金取扱金融機関」という。）」に改め、同条第二項第一号中「太平洋療育園の使用料及び手数料、」を削り、同項第二十四号中「総合食品研究所使用料」を「総合食品研究センター使用料」に改める。

第四十八条及び第五十条中「指定金融機関等」を「税外収入金取扱金融機関」に改める。

第七十二条第一項第一号中(五)を削り、(六)を(五)とし、(七)から(八)までを一つずつ繰り上げる。

第七十四条第二項中「指定金融機関等」を「税外収入金取扱金融機関」に改める。

第七十八条第二項中「指定金融機関等」を「税外収入金取扱金融機関」に改め、同条第三項を削る。

第七十九条第二項及び第八十条第一項中「指定金融機関等」を「税外収入金取扱金融機関」に改める。

第八十二条の二を削る。

第一百七十七条第四号中「学術国際部情報企画課長」を「企画振興部情報企画課長」に改める。

第一百五十二条中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

第二百八条第一項中「年三・六パーセントの割合」を「、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）に定める率（以下「支払遅延利息率」という。）」に改める。

第二百二十八条第三項及び第二百二十九条第二項中「年三・六パーセントの割合」を「支払遅延利息率」に改める。

第二百六十四条の次に次の一条を加える。

（歳計現金の保管の特例）

第二百六十四条の二 会計管理者は、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、歳計現金のうち収納の際の釣銭に充てるための現金（以下「釣銭用現金」という。）として必要な歳計現金を保管することができる。

2 釣銭用現金の取扱いに関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

第二百六十六条に次の一項を加える。

2 会計管理者は、第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項の規定により収納の際の釣銭用現金を保管した場合において、釣銭用現金を出納員に交付し、又は出納員から返還されたときは、釣銭用現金保管状況一覧表に記載整理しなければならない。

第二百八十九条第二項中「送付するとともに、指定金融機関に納付書を」を削る。

第二百九十四条中「指定金融機関及び税外収入金の収納事務を取り扱う収納代理金融機関」を「税外収入金取扱金融機関」に改める。

第二百九十五条中「納入書及び公金振替・更正通知書」を「収納金」に改める。

第三百七十七条の二第二項中「会計管財課長」を「財産活用課長」に、「及び福岡事務所長」を「、福岡事務所長及び企業立地事務所長」に改める。

第三百二十九条第一項中「次の各号のいずれかに該当する場合に限り、」を削り、「おいて」の下に「知事が別に定める用に供する場合は」を加え、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「同項第二号、第五号及び第八号に掲げる場合にあつては三年以内とし、同項第三号に掲げる場合にあつては」を「知事が別に定める場合に該当するときは、」に改め、同条第三項を削る。

第三百三十条の二第二項を次のように改める。

2 前項の貸付料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものをもつてその額とする。

一 一般競争入札に付する場合 予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもつて申込みをした者の価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）第二条及び別表の規定を準用し、これらの規定により計算して得た額（この場合において、同表その他のものの項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四を乗じて得た額」とあるのは「百分の九・八七を乗じて得た額

に、建物敷地の使用面積一平方メートルにつき一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の一・四七を乗じて得た額を加算した額(建物を貸し付けた場合において、当該建物の貸付けが消費税法別表第一第十三号に規定する住宅の貸付けに該当するときにあつては、一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の九・四を乗じて得た額に、建物敷地の使用面積一平方メートルにつき一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の一・四を乗じて得た額を加算した額)と読み替えて適用するものとする。)

第三百四十一条中「会計管財課長」を「財産活用課長」に改める。

第三百四十四条第二項第一号中「、標本及び取得価格の単価が一万円以上の図書」を「及び標本」に改める。

第三百八十六条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三百八十九条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 債務者である法人の清算が終了したこと。(当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者がある場合を除く。)

第三百九十二条中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

別表第一知事公室の項中「知事公室」を「総務部」に、「知事公室長」を「総務部長」に改

め、「情報公開センター長」を削り、「分権改革推進室長」を「徴収特別対策室長」に改め、同表総務企画部の項中

「総務企画部」を「企画振興部」に、「総務企画部長」を「企画振興部長」に改め、同表学術国際部

の項を削り、同表健康福祉部の項中「医師確保対策推進室長」を「医師確保対策室長」に、「メタボリックシンドロ

ーム予防推進チームリーダー」を「がん対策推進チームリーダー」に改め、同表生活環境文化部の項中「生活環境文化

部」を「生活環境部」に、「生活環境文化部長」を「生活環境部長」に改め、同表産業経済労働部の項中

「産業経済労働部」を「産業労働部」に、「産業経済労働部長」を「産業労働部長」に改め、「各室長」

を削り、同表出納局の項中「公共建築物活用室長」を削る。

別表第二知事公室長の項中「知事公室長」を「総務部長」に、「公文書館、東京事務所、消防学校、地域振興局」を

「東京事務所、自治研修所、公文書館、消防学校」に改め、同表総務企画部長の項中「総務企画部長」を「企画振興部

長」に、「自治研修所」を「地域振興局、スポーツ科学センター」に改め、同表学術国際部長の項を削り、同表健康福

祉部長の項中「、太平療育園」及び「、障害者自立訓練センター」を削り、同表生活環境文化部長の項中「生活環境文

化部長」を「生活環境部長」に改め、「生活センター」の下に「、健康環境センター」を加え、同表農林水産部長の項

中「農業研修センター」の下に「、農林水産技術センター」を加え、同表産業経済労働部長の項中「産業経済労働部

長」を「産業労働部長」に改め、「計量検定所、」を削り、「福岡事務所」の下に「、総合食品研究センター、産業技

術総合研究センター、企業立地事務所」を加え、同表教育長の項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」

に改め、「、スポーツ科学センター」を削る。

別表第二の二中第九十九号の十を第九十九号の十五とし、第九十九号の五から第九十九号の九までを五号ずつ繰り下

げ、第九十九号の四を第九十九号の七とし、同号の次に次の二号を加える。

九十九の八 汚染土壌処理業許可更新申請手数料

九十九の九 汚染土壌処理施設種類等変更許可申請手数料

別表第二の二第九十九号の三の次に次の三号を加える。

九十九の四 宗教法人認証書再交付手数料

九十九の五 宗教法人規則等再交付手数料

九十九の六 境内建物等該当証明書交付手数料

別表第二の二第二百十号の二及び第二百十号の三を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。



発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号